

【まん延防止等重点措置】長野県全域対象
令和4年1月27日～2月20日要請分

新型コロナウイルス拡大防止協力金 申請受付要項

【受付期間】

令和4年2月21日(月)～令和4年4月20日(水) (4月20日消印有効)

注意：期間終了後の申請の受付はできません。

【申請方法】

次のいずれかの方法となります。

(1) 郵送による申請

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で以下の宛先へ提出してください。

令和4年4月20日(水)の消印有効です。

(提出先) 〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内
「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局」あて

(2) 電子申請

電子申請の可否確認用フローチャートで電子申請可能か確認の上、以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://form.run/@tobutoptours-1643809542>



【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19kyouryokukin202201.html>

- ・事業所が所在する県地域振興局商工観光課(産業・雇用 総合サポートセンター)での受取り

【お問い合わせ先】

■ 協力金の申請内容に関すること

- 長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局
電話番号：0265-98-6440
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

- 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
電話番号：026-232-0111(代表電話)
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

----- ✂切り取り線✂ -----

〒399-4431

伊那市西春近2916-1 長野日報ビル

東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内

「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金」事務局

長野県産業労働部

左の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

【長野県全域対象】令和4年1月27日～2月20日要請分 新型コロナウイルス拡大防止協力金の申請受付について

令和4年2月

I 協力金等の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象区域内に事業所を有し、県からの要請に協力して、営業時間短縮等を行った事業者の皆様に、新型コロナウイルス拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給します。

この協力金は、令和4年1月27日（木）から2月20日（日）までの間、県の要請に全面的にご協力いただいた事業者の方に支給します。

2 支給対象者

本協力金の対象となる事業者は（１）～（６）の全ての要件を満たす事業者です。

- （１）長野県内で事業所を管理し、かつ経営していること。
- （２）原則として令和4年1月27日から令和4年2月20日の全期間において長野県からの要請に協力していること。ただし、特別な事情があり初日から協力できない場合は、3日遅れ（1月30日）までに開始していれば、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。また、要請期間中に「信州の安心なお店」認証制度の認証を取得し、取得後に当初選択した協力形態を変更した場合、それぞれの日数に応じた協力金を支給します。

【要請内容】

要請対象施設：次の①の施設 ※協力金の対象は①かつ②の施設です

①	飲食店等（酒類の提供の有無にかかわらず、 <u>食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている施設</u> 。ただし、宅配・テイクアウトサービスを除く。）
②	今回の要請以前から、下の表の中の★（１）に該当する店舗は、通常21時～翌日午前5時の時間帯に、★（２）、★（３）に該当する施設は、通常20時～翌日午前5時の時間帯に日常的に夜間営業を行っている施設。 (注) ※印の場合は、終日、酒類は提供できません。(施設毎の営業時間を問いません)

要請内容 1：営業時間の短縮等要請（特措法第31条の6第1項）

区分	要請内容			★
	ア 営業時間の短縮		イ 酒類の提供	
信州の安心なお店認証店	いずれか選択	5時から21時まで	可（21時まで）	（１）
		5時から20時まで	※不可（持込含む）	（２）
信州の安心なお店非認証店	5時から20時まで		※不可（持込含む）	（３）

要請内容 2：その他の要請（特措法第 24 条第 9 項）

- ・同一グループの同一テーブルでの会食は 4 人以内としてください。
- ・業種別ガイドラインを遵守してください。
- ・信州の安心なお店「認証店」は、認証基準を遵守してください。

【支給対象外となる施設（例）】

通常 20 時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露天型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗

- (3) 令和 4 年 1 月 26 日（水）以前から、20 時（午後 8 時）から翌日（午前）5 時の間に通常営業を行っていること。
- (4) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を令和 4 年 1 月 26 日（水）以前に取得していること。
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていること。
ただし、時間短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていない場合は、遅くとも要請期間最終日までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を開始すること。
➤ 業種別ガイドラインについては、下記をご覧ください。
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>
➤ 「新型コロナ対策推進宣言」（ステッカー、ポスターの入手方法等）については、下記をご覧ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅱ 支給額

以下のいずれかの方法で計算した1日当りの支給額に、ご協力いただいた日数を乗じて、協力金の支給額を算出していただきます。※原則として全ての期間において要請に応じていただく必要がありますが、一部例外があります。(詳細はⅠ 2 (2)をご覧ください。)

1 【A パターン】

5時～20 時に営業時間を短縮し、酒類提供不可を選択した事業所

(1) 売上高方式による算出方法 (中小企業、個人事業主の方のみ選択可)

- ① はじめに、下表のア、イからいずれかの売上期間を選び、2019 年、2020 年又は 2021 年の売上実績をもとに、事業所 (店舗) 1 日当りの売上高を算出していただきます。

	算出に用いる売上期間	計 算 式
ア	1 年間 ^{※1} の売上高	「1 年間の売上高」÷「365 日又は 366 日 ^{※2} 」
イ	同時期の 2 か月の売上高	「1 月と 2 月の合計の売上高」÷「59 日又は 60 日 ^{※3} 」

※1 法人の場合、決算月によって期間が異なります。

(例) 9 月決算の場合：10 月～翌年 9 月

※2 計算に用いる決算年度に 2020 年 2 月 29 日を含む場合は、366 日で割って計算します。

※3 2020 年 2 月 29 日を含む場合は、60 日で割って計算します。

- ② つぎに、下表のとおり、1 日当りの売上高に 0.4 を乗じて (1,000 円未満の金額は切り上げ)、1 日当りの支給額を算出していただきます。上限額及び下限額があります。

1 日当たりの売上高	1 日当たりの支給額	支給額 [※] (25 日分)
75,000 円以下	30,000 円 (下限額)	750,000 円 (下限額)
75,000 円超 250,000 円以下	30,000 円～100,000 円	750,000 円～2,500,000 円
250,000 円超	100,000 円 (上限額)	2,500,000 円 (上限額)

※ 全ての期間において要請にご協力いただいた場合の支給額です。

(2) 売上高減少額方式による算出方法 (大企業の方はこの方式をお使いください。また、この方式を希望される中小企業、個人事業主の方も選択が可能です。)

- ① はじめに、下表の計算方法で、2019 年、2020 年又は 2021 年の 1 日当りの売上高から本年の 1 日当りの売上高を引いて 1 日当りの売上高の減少額を算出していただきます。

比較に用いる売上期間	計 算 式
同時期の 2 か月の売上高	(「2019 年、2020 年又は 2021 年の 1 月と 2 月の合計売上高」÷「59 日又は 60 日 ^{※1} 」)－(「本年 1 月と 2 月の合計売上高」÷「59 日」)

※1 2020 年 2 月 29 日を含む場合は、60 日で割って計算します。

- ② つぎに、①で算出した1日当りの売上高の減少額に0.4を乗じて（1,000円未満の金額は切り上げ）1日当りの支給額を算出していただきます。
 なお、1日当りの支給額の上限額は20万円となります。

2【Bパターン】

「信州の安心なお店」認証店で5時～21時までには営業時間を短縮し、酒類提供可を選択した事業所

（1） 売上高方式による算出方法（中小企業、個人事業主の方のみ選択可）

- ① はじめに、下表のア、イからいずれかの売上期間を選び、2019年、2020年又は2021年の売上実績をもとに、事業所（店舗）1日当りの売上高を算出していただきます。

	算出に用いる売上期間	計 算 式
ア	1年間 ^{※1} の売上高	「1年間の売上高」÷「365日又は366日 ^{※2} 」
イ	同時期の2か月の売上高	「1月と2月の合計の売上高」÷「59日又は60日 ^{※3} 」

※1 法人の場合、決算月によって期間が異なります。

（例）9月決算の場合：10月～翌年9月

※2 計算に用いる決算年度に2020年2月29日を含む場合は、366日で割って計算します。

※3 2020年2月29日を含む場合は、60日で割って計算します。

- ② つぎに、下表のとおり、1日当りの売上高に0.3を乗じて（1,000円未満の金額は切り上げ）、1日当りの支給額を算出していただきます。上限額及び下限額があります。

1日当たりの売上高	1日当たりの支給額	支給額 [※] （25日分）
83,333円以下	25,000円（下限額）	625,000円（下限額）
83,333円超 250,000円以下	25,000円～75,000円	625,000円～1,875,000円
250,000円超	75,000円（上限額）	1,875,000円（上限額）

※ 全ての期間において要請にご協力いただいた場合の支給額です。

（2） 売上高減少額方式による算出方法（大企業の方はこの方式をお使いください。また、この方式を希望される中小企業、個人事業主の方も選択が可能です。）

- ① はじめに、下表の計算方法で、2019年、2020年又は2021年の1日当りの売上高から本年の1日当りの売上高を引いて1日当りの売上高の減少額を算出していただきます。

比較に用いる売上期間	計 算 式
同時期の2か月の売上高	（「2019年、2020年又は2021年の1月と2月の合計売上高」÷「59日又は60日 ^{※1} 」）－（「本年1月と2月の合計売上高」÷「59日」）

※1 2020年2月29日を含む場合は、60日で割って計算します。

- ② つぎに、①で算出した1日当りの売上高の減少額に0.4を乗じて（1,000円未満の金額は切り上げ）1日当りの支給額を算出していただきます。

なお、①で選択した2019年、2020年又は2021年の1日当りの売上高に0.3を掛けた金額（1,000円未満の金額は切り上げ）と20万円を比べ低い金額が、1日当りの支給額の上限額となります。

新規開店した事業所（店舗）の場合（開店から1年未満の方）

開店1年未満の事業所は前年以前の売上実績がないため、次の方法で1日当りの売上高、売上高の減少額を確認の上、申請額を計算してください。

	区 分	計 算 式
ア	1日当りの売上高	「開店日から令和4年1月26日までの合計売上高」÷ 「同じ期間の日数」
イ	1日当りの売上高の減少額	（「開店日から令和4年1月26日までの合計売上高」÷ 「同じ期間の日数」）－（「要請期間中の合計売上高」÷ 「25日」）

【補足事項】

- ・大企業とは、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円超かつ常時使用する従業員数が50人超の会社、カラオケなどのサービス業については、資本金の総額又は出資の総額が5,000万円超の会社かつ常時使用する従業員の数が100人超の会社になります。
- ・確定申告書を提出できない場合は、1日当たりの支給単価が下限額となります。
- ・対象エリア内に複数の事業所をお持ちの場合は、事業所ごとに申請をお願いします。

Ⅲ 申請手続き等

1 申請方法

次のいずれかの方法となります。

- （1）郵送による申請（提出する書類は別表1をご参照ください。）

別表1の書類を作成し、郵送（簡易書留など追跡が出来る方法）で提出してください。

【申請書類の簡素化】

第5波（令和3年8～9月の要請）の協力金を受給している方や、今回の申請金額が下限額（売上高方式）の方は別表1のとおり添付書類の一部を省略できます。

（郵送先）〒399-4431
伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社 伊那支店内
「長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金」事務局

令和4年4月20日（水）の消印有効です。

- ※ 切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。
- ※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。
- ※ 必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので予めご承知おきください。
また、提出いただいた申請書類の返却は行いません。

(2) 電子申請（手続きの簡素化）

第5波（令和3年8～9月の要請）の協力金を受給しており、かつ、今回の申請金額が下限額の方は、電子申請を選択できます。「電子申請の可否確認用フローチャート」及び別表1をご確認の上、希望する方は以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://form.run/@tobutoptours-1643809542>



2 申請書類の入手方法

(1) 長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19kyouryokukin202201.html>

(2) 事業所が所在する県地域振興局商工観光課（産業・雇用 総合サポートセンター）での受取り

3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

令和4年2月21日（月）から令和4年4月20日（水）まで

注意：期間終了後の申請の受付はできません。

4 お問い合わせ先

お問い合わせは、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

■ 協力金の申請内容に関すること

○ 長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 事務局

電話番号：0265-98-6440（委託先：東武トップツアーズ(株)伊那支店）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

○ 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号：026-232-0111（代表電話）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

■ 信州の安心なお店に関すること

○ 信州の安心なお店応援キャンペーン事務局

電話番号：026-217-5219

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

5 協力金の支給

申請書類を受領後、内容を審査の上、申請内容が適正であると確認したときは1か月を目途に協力金をお支払いします。なお、申請が受付開始直後等に集中した場合は、書類に不備がなく支給要件に合致する場合でも、支給まで2か月近くかかることがあります。お急ぎの方には誠に恐縮ですがご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 通知等

審査の結果、協力金の支給を決定したときは、お支払日を記載した通知をお送りします。（お支払い後のご連絡となります。）また、協力金の不支給を決定したときは、後日、結果について郵送によりお知らせします。

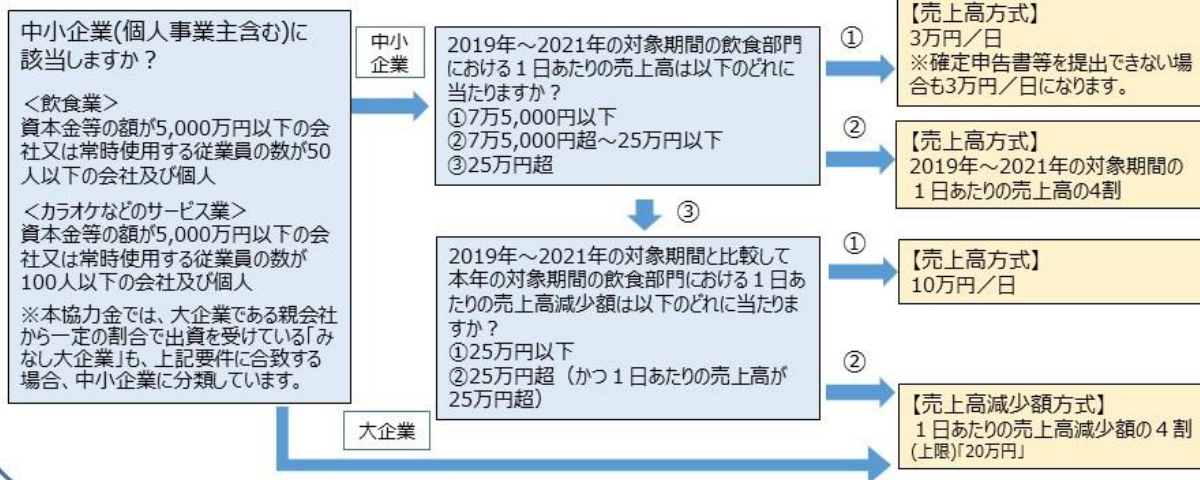
Ⅳ 申請方法等の確認

1 売上高方式と売上高減少額方式の支給額の比較用フローチャート

Aパターン

5～20時に営業時間を短縮し、酒類提供不可を選択した場合

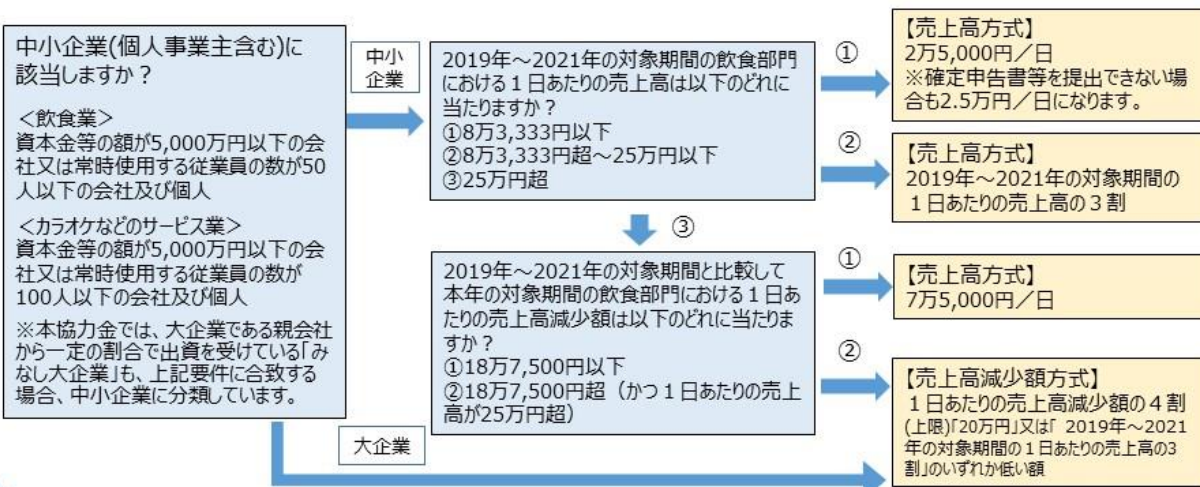
※中小企業は、1日あたりの売上高が25万円を超え、かつ1日あたりの売上高減少額が25万円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。



Bパターン

5～21時に営業時間を短縮し、酒類提供可を選択した場合

※中小企業は、1日あたりの売上高が25万円を超え、かつ1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。



2 電子申請の可否確認用フローチャート（事業所ごとに判定）

協力金の申請を電子申請できるかどうかを確認ください。

注意

協力金の給付を受けるには、長野県内で事業所・店舗を管理、経営しており、要件を満たしていることが前提です。

長野県からの第5波（令和3年8月～9月）時短要請分の新型コロナウイルス拡大防止協力金を受給している。
※上記の期間、時短要請をしていない地域については、NOへお進みください。
（郵送による申請を行ってください。）

YES

NO

上記、令和3年8月～9月の時短要請分の新型コロナウイルス拡大防止協力金の申請時と申請者名、振込先口座、及び、申請する店舗が同じである。

YES

NO

今回申請する店舗の協力金申請額は売上高方式を選択し、かつ、下限金額（④5～20時に営業時間を短縮・酒類提供なしの場合：1日あたり3万円、⑤5～21時に営業時間を短縮・酒類提供可の場合：1日あたり2.5万円）である。

YES

NO

電子申請が可能です。

郵送による申請を行ってください。

V その他（注意事項）

- 1 **協力金の不正受給は重大な犯罪です。**協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消し、受け取った協力金を返還していただきます。加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - 休業を要請した時間帯に客を滞在させて営業していたにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
 - 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - 通常は 20 時前に閉店しているが、営業時間を 21 時まで開店と偽り、時短要請に応じたように見せかける。
 - 1 つの店舗について、複数の申請をする。 等
- 2 1 の場合において、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表します。また、営業時間短縮の要請に応じた店舗及び所在地を公表することがあります。
- 3 申請内容の証拠書類を 10 年間保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 6 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国、店舗が所在する自治体、税務署、警察、保健所等に提供することがあります。
- 7 支給要件等については本申請受付要項に定められているもののほか、別添「新型コロナウイルス拡大防止協力金 Q & A」に定めております。